

幼児教育・保育の無償化について

【対象者について】

3歳児クラスから5歳児クラスのお子様、0歳児クラスから2歳児クラスの非課税世帯のお子様及び第3子以降のお子様※について、保育料が無料です。

※第3子以降のお子様…現に扶養するお子様のうち、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある方が3人以上いる世帯の、出生順位が3人目以降であるお子様。

※対象者は、自動的に保育料が無料になるため、手続きは不要です。

※0～2歳児クラスのお子様が生日を迎えて3歳になった場合でも、その後、4月に3歳児クラスになるまでは無料とはなりません。

※実費徴収される費用（給食費や行事費など）や延長保育料は、無償化の対象外です。

【給食費について】

3～5歳児クラスのお子様は、給食費は無償化対象とならず、保護者の方のご負担となります。

※給食費の内訳は主食費（ごはんやパン）＋副食費（おかずなど）です。

※0～2歳児クラスのお子様については、主食費・副食費ともに、保育料の中に含まれます。

※多度津町にお住まいで、多度津町内の保育施設を利用するお子様については、給食費の補助があります。詳しくは裏面をご覧ください。

☆ 2号認定（3～5歳児クラス）



☆ 3号認定（0～2歳児クラス）…給食費は保育料の中に含まれます。

【給食費（主食費＋副食費）の額について】

☆主食費：各施設の設定額

☆副食費：各施設の設定額（国の示す目安の額に合わせて設定しています。）

※主食費、副食費ともに各施設で実際にかかる経費を基に金額を設定しています。

※アレルギー除去食等の特別食を提供するお子様について、他のお子様と異なる給食費を設定することはしません。

【徴収について】

☆原則月割

※保育施設の利用は月単位での入退所であり、保育料も1か月単位の徴収のため、給食費についても日割は行いません。

【副食費の免除について】

年収360万円未満相当世帯や第3子以降のお子様[※]は、副食費が免除になります。副食費が免除になる方は、その旨を通知します。

※現に扶養する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるお子様のうち、高年齢順に上から3番目以降のお子様。

【給食費の補助について】

多度津町にお住まいで、多度津町内の保育施設を利用する3～5歳児クラスのお子様は、月額**4,440円**（上限）までの給食費が補助されます。

※上限額は変更となることがあります。

※保育施設と多度津町の間で手続きを行い、保育施設が給食費から補助額を減免するようにするため、保護者の方の手続きはありません。

【副食費を徴収されている方】

主食費と副食費を合わせた給食費全体から上限4,440円を減免します。

例：給食費6,600円(主食費1,500円、副食費5,100円)の場合、補助額4,440円を差し引いた2,160円が保護者負担額となります。

保護者負担 【2,160円】	{	給食費 【6,600円】	副食費【5,100円】
			----- 主食費【1,500円】

【副食費が免除されている方】

副食費の免除対象者となっている方は主食費のみが補助対象となります。

例：主食費1,500円の場合、給食費の保護者負担額は0円となります。